

発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	平成29年11月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

【件名及び発言の要旨】

1 PPP／PFI手法と中学校完全給食の整合性について

- (1) 国は「PPP／PFI推進アクションプラン」において2022年までに21兆円のPFI事業を目指し、地方自治体に対してPPP／PFI手法導入を促している。本市でも優先的に検討する方針を作成し、中学校完全給食の共同調理場を対象とした調査が進んでいる。地域主権主義者である市長は、国からの「PPP／PFI推進アクションプラン」についてどのような評価をお持ちか。
- (2) 現在、教育委員会では「PFI等導入可能性調査」を事業者に委託している。他都市の事例を見ると、かなり詳細な分析のもと調査報告がなされ、これはこれで重要だと思われるが、最重要であるべきは「基本計画」だと思う。「基本計画」の骨格をなす中学校完全給食における「基本理念」をどのように認識されているか。教育長に伺う。
- (3) 委託業者が行う調査によって導き出されるVFM（バリュー・フォー・マネー）と基本理念・基本計画はどのような関係性となるのか。市長、教育長に伺う。
- (4) 給食を供給する共同調理場は教育施設の範疇に含まれるとお

考えか。教育長に伺う。

- (5) 献立作成、食育指導、アレルギー問題、食中毒、異物混入など給食現場をめぐるさまざまな課題の中心的指揮監督は栄養士や学校長にある。PPP/PFI手法導入に際して形式上「偽装請負」とならないよう契約上の内容を整えたとしても、安全で温かくおいしい、栄養のある給食を提供するという本市の完全給食のあり方を本当に担保しようとするならば、その大前提である栄養士や学校長と調理員の密接なコミュニケーションは不可欠であり、矛盾が生じるのではないか。市長、教育長の御所見を伺う。

2 給食費について

- (1) 私は給食費も教育費の一環として国が賄うのが本来のあり方ではないかと考える。市長とは前定例議会の代表質問で小児医療費の助成制度は「ナショナルミニマム」である旨の議論をしたが、給食費も同じように考えられるのではないか。市長の御所見を伺う。
- (2) 現在、学校給食運営審議会において給食費の議論が行われている。少ない予算の中でのやりくりで、現場の栄養教諭、調理員の方々の御苦労は限界にきていると感じる。本市は8年間給食費の額を据え置いてきたが、給食費の値上げも現実的に視野に入れなければならないときにきていると感じる。給食費の値上げに際しては保護者負担のみではなく、市長に一般会計からの繰り出しを提案してみてもいかがか。教育長に伺う。
- (3) 同じ内容を市長にも伺う。教育長から提案、依頼があった際にはどのような回答をされるおつもりか。
- (4) 市長は給食費の無償化について全国の流れをどのように評価されているか。そして、本市もその流れに加わるような研究をされるおつもりはおありか。あわせて御所見を伺う。

3 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」と本市の福祉施策との整合性について

- (1) 「地域包括ケアの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」は介護保険法だけでなく障害者総合支援法、健康保険法、児童福祉法、社会福祉法、生活保護法等、国民生活と福祉全般にかかわる 31 の一括法であり、手っ取り早く 1 つにまとめて、自治体へ、地域へ押しつけていくやり方ではないか。市長はこの地域包括ケア強化法についてどのような御所見をお持ちか。
- (2) 社会福祉法第 4 条第 2 項によれば地域生活課題の解決の主体は地域住民である。しかし、日本国憲法第 25 条第 1 項では権利は国民に、第 2 項では義務は国に置かれている。このように社会福祉、社会保障の責任は地域住民ではなく国であることを憲法は明確にうたっている。日本の最高規範である憲法の条文とそごを生じている社会福祉法第 4 条第 2 項はそもそも法としてのていをなさないと思うが、市長は憲法と社会福祉法のそごについてどのような御所見をお持ちか。
- (3) 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」は、これまで積み上げてきたそれぞれの福祉分野の仕組みやルールとの間でもそごが生じている。顕著な例では、基幹相談支援センターの設置に関する変更である。自立支援協議会である「障害とくらしの支援協議会」では長きにわたって「基幹相談支援センター開設」について議論し方向性が定まっていたにもかかわらず、このような急な変更は寝耳に水だったという。
 - ア 障害者サポートセンターを 1 カ所開設し、基幹相談支援センターの設置はその後検討していくということになった変更理由を詳しく御説明されたい。
 - イ なぜ、基幹相談支援センター開設について議論を積み上げてきた関係団体に、事前に相談し、ともに結論を導くような努力を行わなかったのか。経過の御説明をされたい。
 - ウ そもそも本市は障害者の相談体制をどのように構築しようと考えているのか。方針を示されたい。
- (4) 「『我が事・丸ごと』地域共生社会」を生真面目に遂行しようとするれば、障害福祉の分野でそごが生じたように、他の福祉分野でもあつれきや矛盾が生じる可能性があると思う。変更が生

じた場合は関係団体に説明し、意見を求め、合意形成に努力すること、また決定のプロセスを明らかにすることなどが大切だと思うが、今後どのように対処されるおつもりか、市長のお考えを伺う。

4 オスプレイの安全性と災害救助の有効性について

- (1) オスプレイの墜落事故は枚挙にいとまがない。2012年、大きな反対世論の中で沖縄県宜野湾市海兵隊普天間基地にオスプレイは強行配備された。このとき、政府は事故率が1.93で海兵隊機全体の平均を下回っていることを安全の論拠として力説していた。ところが配備から約5年を経て、事故率は今や過去最悪の3.27となり海兵隊機全体の2.72を上回っている。市長はこれらの事実からオスプレイの安全性をどのように評価されるか。お考えを伺う。
- (2) さらにオスプレイの利用率についても重大な事実がある。アメリカ国防研究所の元主任分析官でオスプレイの専門家であるレックス・リボロ氏は米海軍安全センターがまとめたアフガニスタンにおける米海兵隊航空機の事故報告書について、任務遂行機能に大差のない150機所有のUH1Yヘリの飛行時間は1万6千時間以上であるのに250機所有のオスプレイの飛行時間はたったの723時間だったことを明らかにし「現地でのオスプレイの利用率の低さと事故率の高さは驚異的で恥ずべき数字だ。実戦で使い物にならなかったことを立証している。」と断じたと言う。市長はこれらの事実からオスプレイは災害救助に有効だと評価されるか。お考えを伺う。
- (3) 陸上自衛隊木更津駐屯地ではオスプレイの整備が行われ、その試験飛行に相模湾上空が予定されている。本市の上空を飛行する可能性も否めない。三浦半島上空の飛行をやめるよう要請することが必要と思うが市長の御所見を伺う。